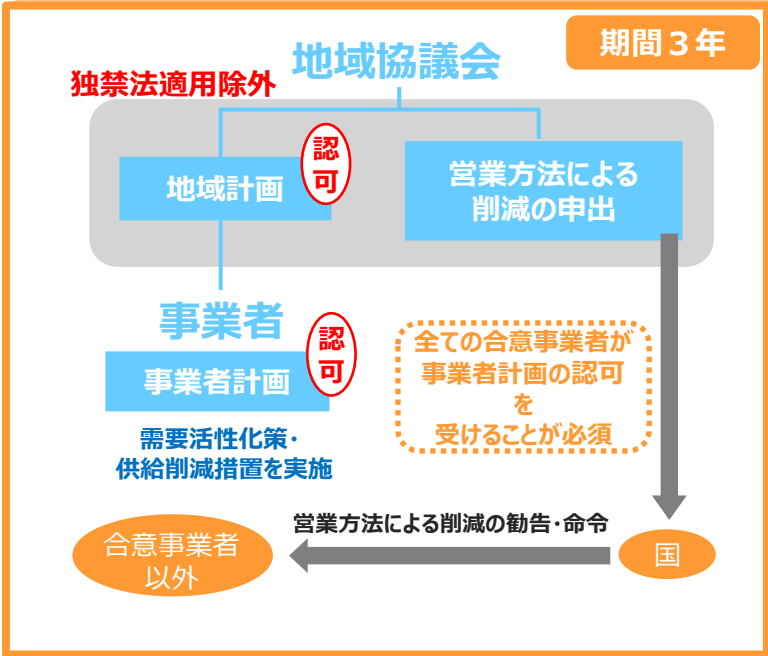
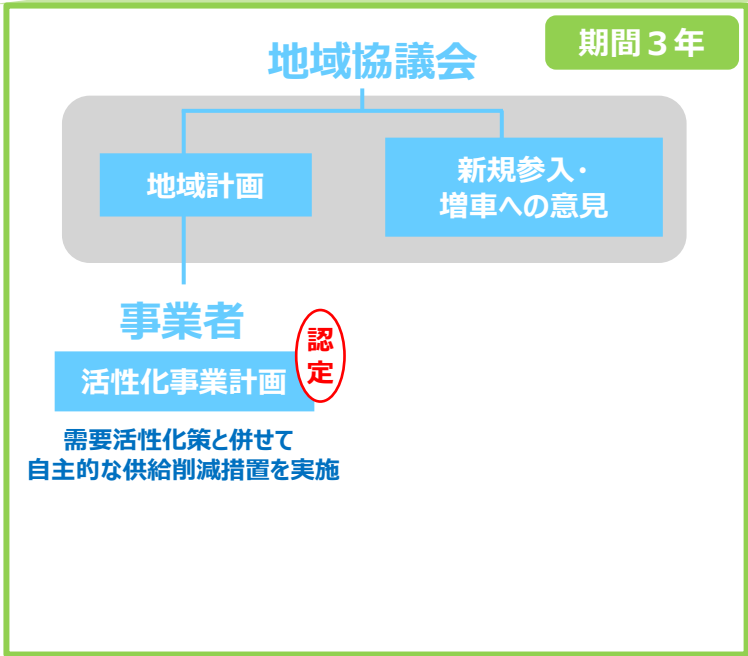


改正タクシー特措法＝特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

原則（道路運送法）	準特定地域（大臣指定）	特定地域（大臣指定・運審諮問）
◆ 新規参入：許可制 ◆ 増 車：届出制 ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）	◆ 新規参入：許可制※ ◆ 増 車：認可制※ ※ 供給過剰とならないものであるかどうか等を審査 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）	◆ 新規参入・増車：禁止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域		準特定地域
任意	協議会設置	任意
認可制（2/3以上の同意要件あり）		認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）
特定地域計画 必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 任意記載事項 活性化措置に関する事項	協議会が作成する地域計画	準特定地域計画 必須記載事項 活性化事業に関する事項
認可制（実施命令制度あり）		任意（認定申請可・認定を受けた場合には実施勧告制度あり）
事業者計画 必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 （特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）	事業者が作成する計画	活性化事業計画 必須記載事項 準特定地域に規定された活性化事業に関する事項
あり	独禁法適用除外	なし
あり	アウトサイダー事業者への営業方法の制限勧告・命令	なし
禁止	新規参入	許可制
禁止	増車等	認可制
あり	公定幅運賃	あり（特定地域と同じ）